二十四の三　会社法第百七十一条第一項前段の規定による株主総会の決議によりその全部取得条項付種類株式（同項前段に規定する全部取得条項付種類株式をいう。第三項第十八号の四において同じ。）の全部を取得しようとする場合
二十四の四　会社法第百九十九条第一項の規定によりその処分する自己株式（同法第百十三条第四項に規定する自己株式をいう。第三項第十八条の五において同じ。）を引き受ける者の募集をしようとする場合
第三十五条第一項に次の二号を加える。
三十　専ら銀行の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が当該銀行以外の者から資本調達を行おうとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）
三十一　前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）
第三十五条第三項第二号の次に次の一号を加える。
二の二　新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。）
第三十五条第三項第十五号中「をいう」の下に「。第二十三号及び第二十四号において同じ」を加え、同項第十八号の次に次の四号を加える。
十八の二　会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議によりその株式を取得しようとする場合
十八の三　会社法第百六十八条第一項の規定により取得する日を定めたその取得条項付株式を取得しようとする場合
十八の四　会社法第百七十一条第一項前段の規定による株主総会の決議によりその全部取得条項付種類株式の全部を取得しようとする場合
十八の五　会社法第百九十九条第一項の規定によりその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとする場合
第三十五条第三項に次の二号を加える。
二十三　専ら銀行持株会社の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が当該銀行持株会社以外の者から資本調達を行おうとする場合
二十四　前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第二条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。
第二十六条第一項第一号の次に次の二号を加える。
一の二　新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合
一の三　新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。）
第二十六条第一項第十八号の二中「をいう」の下に「。第二十七号及び第二十八号において同じ」を加え、同項第二十号中「の決議又は」を「又は」に、「自己の」を「その」に改め、同号の次に次の三号を加える。
二十の二　会社法第百六十八条第一項の規定により取得する日を定めたその取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。第三項第二十号の三において同じ。）を取得しようとする場合
二十の三　会社法第百七十一条第一項前段の規定による株主総会の決議によりその全部取得条項付種類株式（同項前段に規定する全部取得条項付種類株式をいう。第三項第二十号の四において同じ。）の全部を取得しようとする場合
二十の四　会社法第百九十九条第一項の規定によりその処分する自己株式（同法第百十三条第四項に規定する自己株式をいう。第三項第二十号の五において同じ。）を引き受ける者の募集をしようとする場合
第二十六条第一項に次の二号を加える。
二十七　専ら長期信用銀行の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が当該長期信用銀行以外の者から資本調達を行おうとする場合
二十八　前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）
第二十六条第三項第二号の次に次の一号を加える。
二の二　新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。）
第二十六条第三項第十五号中「をいう」の下に「。第二十三号及び第二十四号において同じ」を加え、同項第二十号の次に次の四号を加える。
二十の二　会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議によりその株式を取得しようとする場合
二十の三　会社法第百六十八条第一項の規定により取得する日を定めたその取得条項付株式を取得しようとする場合
二十の四　会社法第百七十一条第一項前段の規定による株主総会の決議によりその全部取得条項付種類株式の全部を取得しようとする場合
二十の五　会社法第百九十九条第一項の規定によりその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとする場合
第二十六条第三項に次の二号を加える。
二十三　専ら長期信用銀行持株会社の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が当該長期信用銀行持株会社以外の者から資本調達を行おうとする場合
二十四　前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。
第百条第一項第二十三号中「をいう」の下に「。第三十号及び第三十一号において同じ」を加え、同項に次の二号を加える。
三十　専ら金庫の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が当該金庫以外の者から資本調達を行おうとする場合
三十一　前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

附　則

この府令は、平成二十六年七月三十一日から施行する。